年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和6年6月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの		O件
国 民 年 金 関 係	O件	
厚生年金保険関係	O件	
(2)年金記録の訂正を不要としたもの		1件
国 民 年 金 関 係	O件	
厚生年金保険関係	1件	

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300389 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400012 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年6月

請求期間にA社から賞与の支給があったが、厚生年金保険の記録がないので、 調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求期間に係る資料等は保存期間が過ぎたため処分済みであり、請求期間に係る賞与の支払及び保険料控除について不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳を保管していない旨 陳述している上、請求者が請求期間当時、給与振込先としていた金融機関は、10 年を超えて通帳履歴の照会はできない旨陳述していることから、請求期間に係る 賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。